

市民サービスの維持向上のためにも

指定管理者制度特集 その2

外郭団体職員の切り捨ては許されない

6月議会・総務委員会(7月1日) 中森辰一議員



市は本会議の一般質問で、プロパー職員(外郭団体が雇い入れた職員)の解雇を容認する考えを示しました。これをうけて中森議員は総務委員会で、市民サービスを維持向上するためにもプロパー職員の切り捨ては許されないとの立場で問題点を指摘し、外郭団体に対する市の無責任な姿勢を追及しました。

下限額を下回っても満点があり得るやり方では
労働条件の切り捨てに歯止めかからない

市は、指定管理者の選定評価のなかで「管理経費の縮減」に百点満点中30～50点という高い評価を与える考えですが、これにより、事業者が管理経費、特に人件費を一層低く抑え込むことが懸念されます。

この点について市は、「管理経費の下限を設け、経費縮減に一定の歯止めをかける」としていますが、その一方で、事業者の提案額が下限を下回っても運営上「適正」と判断できれば満点とする方針です。

中森議員は、「下限を設けたとしても、こういうやり方では労働条件の低下に歯止めはかからない」と指摘。また、「実績のない企業が派遣会社から有資格者をかき集めて応募することも考えられる。経験や実績をきちんと見極めるべきだ」と要望。市は、評価にあたって実績を重視すると答えました。

経費縮減への評価高すぎるとの指摘にまともに答弁せず

中森議員は、「専門性を確保するには正規雇用を基本にした

賃金・労働条件にすべきなのに、市の方針では経費削減への評価があまりに高すぎる」と指摘。市は「企画力や専門的ノウハウに重点を置くべき施設と、経費削減に重点を置くべき施設がある。施設目的により配点に幅を持たせている」とのべ、まともに答えませんでした。

中森議員は、「評価が高すぎると言っている。下限を下回っても『適正』であれば満点の場合もあるというなら下限の意味はなく、専門性を確保できる賃金・労働条件は難しい」と強調し、あらためて市の見解をただししました。

しかし市は「下限額を下回っても、業務が適正にできるか検討し、賃金なども適正に確保されていれば満点となる」と述べるにとどまりました。

法律は公募まで求めてはいない
今回はすべて非公募にすべき

中森議員は、市が公募で指定管理者を決めようとしていることについて、「現在、管理委託している外郭団体は、管理者とし

てふさわしくないということか」と質問したのに対し、市は「指定管理者制度は公募すること、元々の制度目的である」と主張しました。

適な事業者が選ばれるとはいえない。あなた方は公募することが制度目的だと言うが、法律(地方自治法)は公募することまで求めてはいない」と強調し、今回は全て非公募にして現在の外郭団体を指定管理者にするよう求めました。

公募内容を議会が審議する機会ないとの指摘に
「議会で議論する場を持つ」と市が約束

市は、8月中旬に公募を始め、9月から10月にかけて管理者を選定、12月議会に指定議案を提出する考えです。

中森議員は、「議会が公募内容を審議する機会がない。6月議会でも十分な検討資料は出ていない」と批判し、議案の再提出を要望。市は、「今回の条例案は指定管理者制度の導入を可能にするもの。改正しなければ外郭団体も管理者になれず、プロパー職員の雇用も守れない」と説明しました。

これに対して中森議員は、「公募が義務ではないのに、公募でやるうとしてるのはあなた方だ。公募はプロパー職員の処遇にかかわる問題。議会で審議できるようにすべきだ」と主張。市は、

公募するまでに議会で議論する場を設けると答えました。

市「プロパー職員の雇用を守るための非公募は成り立たない」

中森議員は、「そういう議論の場で非公募にすべきとの意見が議会側から多数出れば尊重するか」と追及。

市は、「今の基本方針は絶対というものではない」としつつ、「競争した方がサービスもコスト面も良くなるのに、プロパー職員の雇用を守るために非公募にするというのは成り立たない。非公募にした方が公募よりも大きな公益があるという説明が必要。今回示した公募・非公募の分け方は大方に納得してもらえらるう」と答えました。

プロパー職員の
処遇問題

仕事をとりあげようなり方をしておいて
「解雇もやむを得ない」は許されない

4年間しか仕事を保証されないのに
正規雇用はあり得ない

本会議で企画総務局長が、「(指
定管理者制度導入で)正規雇用か
ら臨時雇用が変わることもあり得
る」と答弁したことについて、中森議
員は「4年間しか仕事の保証がない
のに正規雇用があり得るのか」と質
問。

同局長は、「世の中全体で正規か
ら非正規雇用に移っていきいので
はないか」という意味」と答えました。
4年ごとに指定を更新するたびに
コスト競争は厳しくなっていく

局長の答弁をうけ中森議員は、
「質問に答えていない。非公募でも指
定期間は4年。プロパー職員の雇用
確保のために市からの派遣職員を
引き上げると言うが、それだけでは
すまない。4年ごとに指定を更新す
るたびにコスト競争は厳しくなり、
賃金引き下げは避けられなくなる」
と指摘しました。

市は、「やってみなければわからな
いが、(指定管理者制度は)国家的
な構造改革の一環。広島市だけが
それに反する動きをとつても流れる

変えられない。大枠の中で、できるだ
け良いところに持っていきたい」とのべ
るにとりましました。

「公の施設管理経費の削減目標は
4年間で7%以上」

中森議員は、「あなた方は(行政
改革は)地方自治の拡充に通じるも
のだと本会議で言っている。地域の実
情に応じた形で独自の判断で運営
していくのが地方自治だ」とのべ、「公
の施設」の管理費をどの程度削減し
ようとしているのかと質問。

市は、財政健全化計画(委託費
〈物件費〉は毎年3%ずつ削減)に照
らし、「4年間で当初より7%と少
し」であることを明らかにしました。

中森議員は、「少なくともその程
度は考えているということだ。業務が
適正に履行されないおそれがある不
当に低い提案額は0点にするとして
いるが、その判断基準は何か」と質
問。市は、「労働法令に反していない
か見る。賃金水準にも一定の法的規
制を下ることはないと考えている」と
答えました。

中森議員は、「賃金水準の法的規
制は最低賃金しかなく、広島市の場

合は時給645円。高校生のアルバ
イトでも時給700円だが、これを
下回る賃金でも認めるのか」と追

「指定管理者になれなかった場合、解雇は正当な
理由になる」——あまりに無責任な市の姿勢

「要綱」で労働条件指導しながら
市はプロパー職員の雇用責任否定

市が外郭団体の労働条件には関
与しないとされていることについて、中
森議員は「外郭団体は市が税金か
ら出資して設立したものと述べ、あ
らためてプロパー職員の労働条件に
ついて市の見解をただしました。

市は、「外郭団体は市政の一翼を
担うために市が設立したものだ、
独立の法人格を持った固有の団体。
固有性を高めるために団体が職員
を採用し、団体と職員の間で雇用契
約が結ばれている」とし、あくまでも
プロパー職員の雇用に対する市の責
任を否定しました。

中森議員は、「プロパー職員の勤
務条件は『公益法人等指導調整要
綱』に基づき指導調整してきた」との
市の本会議答弁(※)をとりあげ、

及。市は、「資格や能力も考える必
要がある。一律に最低賃金を上回
ればいいということではない」と答弁
しました。

中森議員は、「資格のいらない職
種もある。生活できる賃金を見て判
断してほしい」と求めました。

「形式的には別団体だが、雇用や労
働条件に市が介入する仕組みから
見ても外郭団体と連帯して市が雇
用責任を負うべき」と強調しました。

何ら失点のないプロパー職員を
勝手な都合で解雇できるのか

中森議員が「ある会社が失点のな
い職員を自らの都合で勝手に解雇
できるか」とただしたのに対し、市は
「労働基準法上の解雇制限があり、
違法な解雇になると思う」とする一
方で、「整理解雇は制度上認められ
ている。外郭団体は独立した法人で
あり、競い合う中で職がなくなれば
解雇する正当な理由に当たると思
う」と答えました。

中森議員は、「市は人事にも介入
してきた経緯がある。仕事をとりあ
げるようなやり方をして解雇もやむ

を得ないというやり方は許されない」と
追及。市は、「プロパー職員の雇用
を守る努力はするが、やむを得ず解
雇もあり得ることを言わない方が不
正直だ」と開き直りました。

市「要綱は指導・調整するためのも
の。外郭団体に無理強いしていない」

答弁をうけて中森議員は、「公募
しようとしているのはあなた方だ。プ
ロパー職員の雇用を守るといふなら
ば最初から公募にしなければいい。
労働条件に介入してきたのだから
プロパー職員に対する市の雇用責
任はある。それにもかかわらず解雇
もありうるという姿勢は非常に冷た
い態度」と厳しく批判しました。

市は、「指導調整要綱をもって介
入してきたと言われるが、必ずしも
そうではない。独立した法人に市が
介入して無理強いすることはできな
い。要綱は、主管局を通じた指導・
調整で団体間のバランスを図るため
のもの」と述べ、外郭団体への「介入」
を否定しました。

※ 公益法人等のプロパー職員の給与
等勤務条件の改定をおこなおうとす
る場合には、公益法人等指導調整要
綱に基づき、主管局が公益法人等か
ら協議をうけ、さらに主管局はその内
容について企画総務局と協議して、公
益法人等を指導調整することになつて
いる。(本会議での市答弁より)